



(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年九月二一日政令第一〇五号)

この政令は、自然環境保全法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二十号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。